

## 第六号

## 徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項ただし書中「ただし」の下に「、第四号」を加え、同項第五号中「自動車に」を「自動車のうち、身体障害者等の日常生活に不可欠であると知事が認めるものに」に改め、同条第二項中「時に」を「際に」に改め、同条第三項中「戦傷病者手帳」の下に「（以下単に「身体障害者手帳」という。）」を、「療育手帳」の下に「（以下「療育手帳」という。）」を、「精神障害者保健福祉手帳」の下に「（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項第五号の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、第二項の申告書を提出する際に、規則で定める場合を除き、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

第五十二条第二項中「普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては毎年度納期限前七日までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては第四十九条の二第一項の規定によつて証紙をもつてその税金を払い込むこととされている際」を「当該年度の二月末日まで」に、「規則に」を「規則で」に改め、「身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付された」、「（戦傷病者特別援護法第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）」、「厚生労働大臣の定めるところにより交付された」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により交付された」を削り、同条第三項中「前項の」を「第二項の規定による」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により自動車税を減免することができる額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

一 普通徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては第四十九条の二第一項の

規定によつて税金を払い込むべき日までに前項の規定による申請書等の提出及び身体障害者手帳等の提示があつた場合 規則で定める額

一 次のいずれかに該当する場合 前号に定める額を前項の規定による申請書等の提出及び身体障害者手帳等の提示があつた月の翌月から規則で定めるところにより月割をもつて計算した額

イ 自動車税の賦課期日以後に第一項に該当することとなつた場合

ロ 普通徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては納期限後に、証紙徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては納付があつた日後に前項の規定による申請書等の提出及び身体障害者手帳等の提示があつた場合

第五十三条の二第一項中「自動車に」を「自動車のうち、身体障害者等の日常生活に不可欠であると認めるものに」に改め、同条第二項中「普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては毎年度納期限前七日までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては第四十九条の二第一項の規定によつて証紙をもつてその税金を払い込むこととされている際」を「当該年度の二月末日まで」に、「提出しなければならない」を「提出するとともに、規則で定める場合を除き、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により自動車税を減免することができる額は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める額を限度とする。

一 普通徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては第四十九条の二第一項の規定によつて税金を払い込むべき日までに前項の規定による申請書等の提出及び身体障害者手帳等の提示があつた場合 当該自動車に係る自動車税の額

二 次のいずれかに該当する場合 前号に定める額を前項の規定による申請書等の提出及び身体障害者手帳等の提示があつた月の翌月から規則で定めるところにより月割をもつて計算した額

イ 自動車税の賦課期日以後に第一項に該当することとなつた場合

ロ 普通徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては納期限後に、証紙徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては納付があつた日後に前項の規定による申請書等の提出及び身体障害者手帳等の提示があつた場合

## 附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 提案理由

身体障害者等に対する自動車取得税及び自動車税の減免措置等について、税負担の公平を図るため、減免することができる額の上限を定めるとともに、減免の適正な実施及び減免の申請をする者の負担の軽減を図るため、減免の対象及び申請手続について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出す

と野田しとる。